

山口市有害鳥獣捕獲対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、山口市有害鳥獣捕獲対策協議会（以下「市協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 市協議会は、事務所を山口市経済産業部農林政策課（山口市亀山町2番1号）に置く。

(目的)

第3条 市協議会は、山口市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための対策を市、各猟友会及び関係諸団体の協力により総合的かつ効果的に実施し、もって農林業の発展及び地域の振興に寄与することを目的とする。

(協議事項等)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 被害発生予察表に基づく具体的な有害鳥獣捕獲計画（組織、従事者、方法、期間、区域等）の樹立に関すること。
- (2) 隣接市町の境界付近における有害鳥獣区域の調整に関すること。
- (3) 銃器による有害鳥獣捕獲隊相互、わなによる有害鳥獣捕獲隊相互及び銃器による有害鳥獣捕獲隊とわな（イノシシ被害を防止するための自衛わなを含む。）による有害鳥獣捕獲隊が捕獲等を実施する区域、時期、期間等の調整に関すること。
- (4) 県猟友会が編成する移動有害鳥獣捕獲隊又は他市町協議会が編成する有害鳥獣捕獲隊の派遣要請に関すること。
- (5) 隣接市町との連携による広域有害鳥獣捕獲に関すること。
- (6) 有害鳥獣による被害防止対策に関すること。
- (7) 有害鳥獣による被害防止技術等の調査・研究に関すること。
- (8) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業に関すること。
- (9) その他、有害鳥獣の捕獲及び被害防止に必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 本会の委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 山口市経済産業部長
- (2) 農林漁業団体関係者
- (3) 捕獲隊関係者
- (4) 鳥獣保護員
- (5) 山口県警察の警察官
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条に掲げる者のうち、その職により選任された委員がその職を有しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員等)

第7条 市協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- 2 会長は山口市経済産業部長とし、副会長及び監事は会長が指名する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、市協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 市協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第10条 市協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、市協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(総会の種別等)

第11条 市協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。ただし、会長が特に認めた場合は、臨時総会を開催せずに議事を書面をもって議決することができる。
 - (1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第12条 総会は第8条第3項第3号による場合を除き、会長が招集するものとする。

- 2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。ただし、前条第4項ただし書きの規定に基づく書面議決による場合は、「総会を招集」を「書面を回付」と読み替えるものとする。
- 3 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第14条 総会は、この会則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) その他市協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 市協議会会則の変更

(2) 市協議会の解散

(3) 委員の除名

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに市協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を第2条の市協議会の事務所に提出しなければならない。

4 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(幹事会)

第17条 市協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第5条に掲げる機関の職員をもって構成し、会長が任命する。

3 幹事会は、第4条に掲げる事業の具体的推進と円滑な運営を図るため、必要に応じ開催する。

(事務局)

第18条 総会の決定に基づき市協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げるものをもって組織する。

(1) 山口市

3 市協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、会長が任命する。

5 市協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第19条 市協議会の業務の執行の方法については、この会則で定めるもののほか、事務処理規程、会計処理規程、文書取扱規程、公印取扱規程、内部監査実施規程及びその他会長が特に必要と認

めた規程並びに山口市の財務規則等の定めによる。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 市協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 市協議会会則
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の規定に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第21条 市協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第22条 市協議会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国、県からの交付金、補助金及び助成金
- (2) 山口市からの支出金
- (3) その他の収入

(経費の取扱い)

第23条 市協議会の経費の取扱方法は、国及び県の交付要綱、市協議会の会計処理規程及び山口市の財務規則等による。

(事業計画及び収支予算)

第24条 市協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 現金出納帳
- (4) その他証ひょう類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(市協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第26条 市協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国庫支出金相当額にあつてはその交付要綱に基づき中国四国農政局長に、県支出金相当額にあつてはその交付要綱に基づき県協議会長に、山口市支出金相当額にあつてはその交付要綱に基づき市長に返還するものとする。

(細則)

第27条 国、県並びに山口市の実施要綱、実施要領、交付要綱及び設置要領その他この会則に定めるもののほか、市協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(その他)

第28条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成19年3月22日から施行する。
- 2 施行日以後最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この会則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 4 山口市担い手育成総合支援協議会の解散に伴い、山口市担い手育成総合支援協議会の鳥獣被害防止対策事業の権利及び事務を継承する。
この会則は、平成24年3月30日から施行する。
- 5 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、平成24年6月5日から施行する。
- 7 この会則は、平成25年7月11日から施行する。
- 8 この会則は、平成26年7月3日から施行する。
- 9 この会則は、平成27年7月6日から施行する。
- 10 この会則は、平成28年6月30日から施行する。